

後期高齢者医療制度の保険料軽減判定基準が拡充されます

問 健康推進課 国保年金係 ⑦番窓口 Tel65-3008

和歌山県後期高齢者医療広域連合 Tel073-428-6688

和歌山県後期高齢者医療制度の保険料軽減判定基準が変更されますのでお知らせします。

保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額（54,428円）と被保険者の所得に応じて決まる所得割額（11.04%）の合計額です。世帯の所得が低い方に対しては均等割額が軽減される措置があります。令和7年度から軽減される対象世帯が拡充されました。計算式は次のとおりです。

なお、令和7年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

軽減割合	世帯主及び世帯の被保険者全員の合計所得額	
	令和6年度【参考】	令和7年度
7割軽減	43万円+10万円× (年金・給与所得者の数-1)以下	変更なし
5割軽減	43万円+10万円× (年金・給与所得者の数-1)+ 29.5万円×(被保険者数)以下	43万円+10万円× (年金・給与所得者の数-1)+ 30.5万円×(被保険者数)以下
2割軽減	43万円+10万円× (年金・給与所得者の数-1)+ 54.5万円×(被保険者数)以下	43万円+10万円× (年金・給与所得者の数-1)+ 56万円×(被保険者数)以下

健康保険の切り替え手続きをお忘れなく！

問 健康推進課 国保年金係 ⑦番窓口 Tel65-3008

- **社会保険等、職場の健康保険に加入したとき**
社会保険等の資格確認書または資格情報のお知らせと国保の保険証または資格確認書の両方をご持参のうえ切替手続きにお越しください。(※1)
※他の健康保険への加入日以降に、国保の資格で医療機関を受診した場合、医療費の10割を町へ返還いただくこととなりますので、新しく加入した健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせが届くまでご注意ください。
- **退職等により職場の健康保険等を脱退したとき**
 - ・任意継続または国保加入手続きが必要となります。
 - ・任意継続は現在加入中の保険者にお問い合わせください。
 - ・国保加入希望の場合は、資格を喪失していることが証明できるものをご持参のうえ手続きにお越しください。(※1)
- **保険証・資格確認書を紛失または破損されたとき**
本人確認書類（マイナンバーカードや免許証等）をご持参のうえ、申請にお越しください。(※1)
- **交通事故等によるケガで国保を使って病院にかかるとき**
健康推進課国保年金係にお問い合わせください。
(※1) 本人または世帯員以外の方が手続きする場合は委任状が必要です。
☞ 国保の脱退はオンラインでも届出いただけます。
こちらの二次元コードからお手続きください。



国保脱退手続き
フォーム

